お知らせ

<u>三木市集会所等整備補助金の『概算払い』ができるようになりま</u>した。

自治会等において、集会所の整備にかかる費用は負担が大きく、資金調達の目途がたたない自治会等は集会所の整備を断念せざるを得ないことが考えられます。そこで自治会負担分以上の資金調達が困難な自治会等の整備を支援するため、三木市集会所等整備補助金交付要綱の一部を改正しました。

◆改正内容 概算払の規定を追加

※ただし、概算払ができる場合は、対象となる集会所の整備工事等の 完了かつ概算払をしないと事業の完了に支障を及ぼすと認められる ときに限る。

◆施行期日 令和元年7月1日

※ただし、平成31年4月1日以後に補助金の交付決定を受けた集会 所の整備工事等から適用する。

◆概算払いイメージ図

